

(宛名印刷)

奥州市長 倉 成 淳

臨時特別対策助成金のご案内

令和7年度奥州市低所得者等臨時特別対策助成金の支給申請について(ご案内)

市では、原油価格・物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯で支給要件に該当する皆さんへ、食料品費及び光熱費等の負担軽減を目的として1世帯あたり1万7千円の助成金を支給することとしました。

あなたは支給要件に該当しますので、期限までに同封の返信用封筒を利用し、申請書を返送して下さい。

支給要件

次の(1)と(2)の両方の条件を満たす世帯

- (1)令和7年12月1日時点で奥州市に住民登録している  
(2)世帯員全員が令和7年度住民税非課税で①～③のいずれかに該当する世帯  
又は生活保護世帯  
①高齢者世帯(令和8年3月31日時点で65歳以上の方のみの世帯)  
②重度障がい者がいる世帯  
③ひとり親世帯

- 1 助成額 1世帯につき17,000円(食料品分10,000円、灯油等光熱費分7,000円)  
2 申請者 世帯主 (注)代理人による申請も可能ですが、申請書の代理人欄の記入が必要  
3 申請方法 返信用封筒(切手不要)を利用して下記の書類を返送してください。

- (1)申請書  
(2)世帯主の本人確認書類(マイナンバーカード(表面)、運転免許証等のコピー)  
(3)世帯主の振込先金融機関口座が確認できる書類(通帳のコピー)

4 支給日

市が申請書を受理した日	1/28～2/13	2/16～2/27	3/2～3/13	3/16～3/18
支給日(予定日)	2月25日	3月11日	3月25日	4月8日

※確定した支給日は、申請受付後に送付する支給決定通知書で確認してください。

5 申請期限 令和8年3月18日(水)※当日の消印有効  
6 その他 令和7年12月以降に課税額が変更になり、支給要件に該当しなくなった場合は、助成金を返還していただく場合があります。

【本事業について】

本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した食料品購入に対する支援(10,000円)と、岩手県の補助を受け令和3年度から継続して実施している冬季特別対策助成(通称:福祉灯油。令和8年度の助成額は7,000円。)をあわせて支給するものです。

《問い合わせ先》

奥州市福祉部福祉課地域福祉係

TEL: 0197-34-2324 (直通)、0197-24-2111 (内線 1233, 1238, 1239)